

投稿規程 (2026年4月)

I. 論文の基準と採否

1. 投稿は本会会員（準会員を含む）に限る。ただし、本会が執筆を依頼した場合、または認めた場合はこの限りではない。
2. 投稿論文の採否・掲載などの順序は、滋賀県歯科医師会学術部が決定し、理事会にて承認を得るものとする。（定款第7条2項）
3. 滋賀県歯科医師会学術部は、投稿論文の査読を行い、必要に応じて査読委員を委嘱する。
4. 投稿論文は人を対象とする場合は、ヘルシンキ宣言の主旨に準拠したものでなければならない。また、動物実験は、「動物実験に関する所属研究機関の指針」に基づいて倫理的に行われたものでなければならない。

II. 執筆要項

1. 誌の欄は、総説、原著、臨床、症例報告、調査報告、講演抄録、その他 とする。
 - 1) 総説は滋賀県歯科医師会学術部の依頼によるものとする。
 - 2) 講演抄録は、学術講演会、滋賀歯学会などの抄録とする。
 2. 原稿
 - 1) 原稿はパーソナルコンピュータ（Microsoft Word）を使用し、A4判用紙に明朝体12ポイントで印字する。字数は6,000字以内とする。原稿はデジタルデータとしてCD、USBなどに記録したものとプリントアウトしたものとを本会に提出する。
 - 2) 表紙
 - (1) 原稿は1ページ目を表紙とし、次の項目を記載する。

表題、著者、所属、論文の分類、キーワード（5語以内）。なお、所属は略さないで公式名称を用いる。
 - (2) 表紙の頁を第1頁とし、図表の頁まで頁数を下段中央に記す。
 - 3) 原著、臨床、症例報告、調査報告には原稿内容の概要・ポイントを200～400字程度にまとめた【要約】をつける。
 - 4) 本文
 - (1) 特別な術語以外は当用漢字の範囲内にとどめ、改行の際は1字開けて書き始める。
 - (2) 原著、臨床、症例報告、調査報告の論文形式は原則として、「緒言」、「方法（対象と方法、対象）」、「結果（成績）」、「考察」、「結論（まとめ）」、「謝辞」、学会発表など特記事項（必要な場合）、「利益相反」、「文献」の順に記載し、見出しの前に数字は付けない。必要があれば項目を変更してもよい。
 - (3) 見出しの後の本文中の項目を細分する場合は、I. II. III. …、1. 2. 3. …、1) 2) 3) …、(1)(2)(3)…、A. B. C. …、a. b. c. …、a) b) c) …、(a)(b)(c)…、の順によるが、必要に応じて変更しても差し支えない。
 - (4) 本文末に図表の脚注（タイトル・説明）を図表ごとに記載する。
 - (5) 原稿は校正において内容の改正を要しないよう十分推敲のうえ提出されたい。
- 5) 用語など
 - (1) 原稿は和文でわかりやすい文章、口語体、新仮名遣いとし、「である」調で書く。
 - (2) 数字はすべて算用数字を使用する。歯種を示す場合は（第一小臼歯、第二大臼歯など）は漢数字を用いる。
 - (3) 学術用語はそれぞれの学会選定のものを用い、和訳しにくい用語以外は日本語で表記する。
 - (4) 表題には原則として略号を用いない。
 - (5) 度量衡の単位は国際単位系（SI）とし、m、cm、mm、 μ m、l、ml、kg、mg、 μ g等用いる。
 - (6) 欧語はすべて原綴りとし、人名、固有名詞、略語、特に慣用されているものは大文字で始める。また、普通名詞は文頭にあるときは大文字で始めるが、文中では大文字を使用しない。
 - (7) 歯式の記載方法
 - a. 本文中の表記は、上下顎、左右側、歯種の順とする。例：上顎右側第一大臼歯
 - b. 理解の補助のために歯式記号を付記することを勧める。例：上顎左側第一大臼歯 $\overline{6}$

この場合、歯式に用いる特殊記号・外字などは、現時点では電子ファイルを介しての伝達が困難であることに注意する。歯式記号を用いた箇所には本文をプリントアウトした原稿に、朱で印をつける。
 - c. 省略形は避けて、歯式記号とする。例：左上6番は、 $\overline{6}$ と記載する。
 - d. ブリッジなど表現が難しい場合は、歯式記号表記のみでもよい。例：①②③
 - e. 図・表中の表記は、できるだけ、歯式記号を用いる。
 - f. 表題には原則として歯式記号を用いない。
 - (8) 論文中の中で計測機器や材料などの名称を記す場合は、その機器、材料などの一般的名称を記し、続けて（ ）内にその製品名や型式、製造業者名

などを記す。

例: パーソナルコンピュータ (DELL LATITUDE/D531)

- (9) 動植物の名称は原則として片仮名書きにする。生物の学名(欧語)は、2名式命名法によりイタリック体(アンダーラインを引く)で記す。

6) 図表

- (1) 図、表(写真を含む)は15点以内とし、データとして提出する。その際、図、表(写真)はプリントアウトし、番号を付けたものを添付する。
- (2) 本文への挿入箇所は本文をプリントアウトし、右欄に朱書きする。または、本文データ中に貼り付けたものをプリントアウトしてもよい。このとき、本文原稿は本文のみのもとの、図表の貼り付けた原稿の両方を提出する。
- (3) 図、表(写真)を本文中に貼り込んで入稿する場合でも、貼り込んだそれぞれのデータも添付する。
- (4) 複数の図(写真)を組み合わせて表示する場合は、組み合わせた状態のものをプリントアウトする。
- (5) 表には簡単なタイトルまたは説明を付ける。タイトルにはピリオドを付けない。写真は図として通算する。II. 2.4) —(4)にあるように本文中に図表の脚注(タイトル・説明)を図・表ごとに記載する。
- (6) 顔写真には「目隠し」を施して、その人物が特定できないよう配慮されたい。
3. 原稿・図表は電子ファイルとそれをプリントアウトしたものを提出する。
4. 画像は1枚の大きさを400dpi以上とする。画像を含むパワーポイントファイルを提出する場合、画像については400dpi以上のオリジナル画像を添付する。パワーポイントファイルには背景などつけない。

III. 氏名・所属表記、末尾連絡先

1. 所属の記入方法: 個人開業医は歯科医院名/支部名、滋賀県歯科医師会または地域歯科医師会は歯科医師会名(役職名または事業部名)、大学関係者は大学、学部、講座名を、病院関係者は病院名、診療科名を明記する。また、本会と関係のあるスタディーグループ名、研究会名を併記してもよい。
2. 共同発表者がいて複数の所属がある場合、所属・氏名にそれぞれ算用数字上付文字をつけ区別する。
3. 本文末尾に連絡先住所・氏名(代表者)、電話番号、ファックス番号およびメールアドレスを記載する。

IV. 引用文献の記載

1. 引用文献の記載は論文に直接関係のあるものに留め、15点以内とする。引用文献も字数に含める。
2. 本文中の引用箇所に「 $\cdot \cdot \cdot^{1,8-11}$ 」のように文献番号を引用順に記す。同一箇所でも複数引用した場合は

年代順とする。

3. 引用文献は邦文、欧文の区別なく、引用順に番号を付し本文の終わりにまとめ、次の記載法による。

1) 雑誌の場合

著者名: 表題, 雑誌名, 巻(号は通巻頁のない場合のみ掲載: 引用頁(始頁—終頁), 発行年.

2) 単行本の場合

著者名: 表題, 書名, 版(編集者名), 発行所所在地, 出版社名, 引用頁(始頁—終頁), 発行西暦年号.

- 3) 引用文献が共著で、6名以下の場合には連記し、7名以上の場合には最初の6名他とする。編集者、監修者もこれに準ずる。外国文献もこれに準ずる。

- 4) 分担執筆の単行本の場合は、実際に引用する部分の著者名と表題を先に書き、その本の書名、編集者などを後に書く。

V. 校正

著者による校正は初校のみとし、その際に字句の著しい変更、追加、削除は認めない。本会が必要と認めた場合は再校を実施する。必ず指定期日までに校正を終えて、送付された原稿あるいは校正刷を返送する。

VI. 印刷費の著者負担額

1. 依頼論文の掲載料は無料。
2. 原著、臨床、症例報告、調査報告は5頁までを無料、超過分については、実費を著者負担とする。
3. 別刷を希望する場合は本会事務局までその旨を伝える。これに関わる費用は全額著者負担とする。

VII. 著作権、原稿送付先、その他

1. 本誌掲載の著作物の著作権(著作財産権、Copyright)は滋賀県歯科医師会に帰属する。但し、論文の内容については著者が責任を負う。
2. この規程にない事項は滋賀県歯科医師会学術部会にて別に定め、必要がある場合は理事会での承認を得る。
3. 原稿は簡易書留または配達証明郵便にて本会へ送付すること。本会へ直接持ち込まれてもよい。

[送り先] (一社)滋賀県歯科医師会

〒520-0044 滋賀県大津市京町4丁目3-28
TEL 077-523-2787 FAX 077-523-2788

4. 原稿は表紙、サマリー、本文、脚注、表、図の順に一括して左上端をクリップでとめる。
5. 投稿前には、必ずデータのバックアップをとっておくこと。

第15号(2027年発行)の投稿締切

2027年1月20日

なお、投稿数は1医療機関2題までとする。